

**NGO-JICA協議会
2018年度第3回議事次第**

日 時	2019年3月6日(水)	14:30 - 17:25
場 所	JICA竹橋 多目的会議室、国内拠点、在外事務所 (JICA-Net会議接続)	
参加者	別紙参照<資料2>	
司 会	JICA 国内事業部 諸永	

【議題】

発表者

1		開会挨拶	14:30 - 14:40 (0:10 分)	関西NGO協議会 栗田 JICA 岩上 外務省民間援助連携室長 佐藤靖様
2		年間テーマ・アクションプランについて	14:40 - 14:45 (0:05 分)	JANIC 高橋
	【報告】	①草の根技協案件の質の向上 進捗報告、年間テーマ振り返り	14:45 - 15:00 (0:15 分)	シャンティ国際ボランティア会 山本 /JICA国内事業部 本郷
	【報告】	②JICAボランティアとNGOとの連携推進 進捗報告、年間テーマ振り返り	15:00 - 15:10 (0:10 分)	アイキャン 井川 /JICA青年海外協力隊事務局 筒井
	【報告】	③国内連携強化		
		進捗報告、年間テーマ振り返り	15:10 - 15:15 (0:05 分)	HIF 池田
		1) 多様なアクターとの連携推進	15:15 - 15:45 (0:30 分)	関西NGO協議会 栗田 JANIC 若林
		2) 市民への働きかけとファンドレイジング 3) 国際協力の担い手の育成とNGO人材の裾野の拡大	15:45 - 16:00 (0:15 分)	関西NGO協議会 栗田 JICA国内事業部 川角
休憩(15分)			16:00 - 16:15 (0:15 分)	
3	【報告】	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査の中間報告書案について	16:15 - 16:35 (0:20 分)	JICA審査部 中曽根、永井
4	【報告】	草の根技術協力事業について	16:35 - 17:00 (0:25 分)	JICA国内事業部 諸永、大井
5	【報告】	世界の人々のためのJICA基金について	17:00 - 17:05 (0:05 分)	JICA国内事業部 小泉
6	【報告】	G20・C20情報共有	17:05 - 17:15 (0:10 分)	JANIC 若林
7		閉会挨拶	17:15 - 17:25 (0:10 分)	JICA 加藤宏

※閉会后、会費制懇親会を会議室後方にて行います※

以上

- <資料>
- <資料3> 2018年度年間テーマ・アクションプラン
 - <資料4> 2018年度年間テーマ振り返りシート
 - <資料5> 年間テーマ進捗報告ー草の根技協案件の質の向上
 - <資料6> 年間テーマ進捗報告ーJICAボランティアとNGOとの連携推進
 - <資料7> 年間テーマ進捗報告ー国内連携強化
 - <資料8> NGO研究会「多様化する国際協力NGOとソーシャルセクターの実態調査」
 - <資料9> 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査の中間報告書案
 - <資料10> C20サミットに向けた準備状況

2018年度NGO-JICA協議会 年間テーマ

「SDGs」をキーワードに国内外の事業などを有機的に繋げることを目的に以下の議題を中心に展開していく。

2018.6.13現在

※各回議題公募を行い、議題調整を行うスタイルは変更なし

主担当		目指す状態/成果(2018年度末までに)		実施事項		協議会での協議回数・時期		6月7月8月9月10月11月12月1月2月3月													
1.草の根技協案件の質の向上																					
【NGO】 SCJ藤野、SVA山本、PIJ馬野 【JICA】 国内事業部市民参加推進課		1)NGO・JICAが共通に重視したい視点について、事例を通じて共通認識が深まる。 2) 共通認識を踏まえ、案件審査・評価の視点として盛り込むべきポイントが整理される。 3) 上記を通じて「NGO・JICA連携の強み」が確認されると共に、内外に共有・発信される。		SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」の達成のため草の根技術協力事業案件の質向上を促進する。 ・ワークショップ(WS)の実施と成果・課題の共有 ・審査・評価項目に関する協議 ・2019年度募集案件の審査・評価に盛り込むべきポイントの提案		①年間目標、計画案の協議、WS(8月)の準備状況の報告 ②WS実施報告、重視したい点・案件審査・評価項目の協議 ③2月まで:2019年度募集案件の審査・評価項目提案		・年間目標、計画案の協議 ・WSの準備状況の報告		WS準備	WS開催	<協議> ・重視したい点、案件審査・評価項目 ・「NGO・JICA連携の強み」		・WS実施報告 ・重視したい点、案件審査・評価項目の協議		・準備:「NGO・JICA連携の強み」の内外への共有・発信		・報告@NJ協議会 ・「NGO・JICA連携の強み」の内外への共有・発信			
2.JICAボランティアとNGOとの連携推進																					
【NGO】ICAN井川 【JICA】 青年海外協力隊事務局		本邦NGOとJICAボランティア事業の効果的・効率的な連携の在り方を検討する。		・従前の議論・論点の整理・共有 ・本邦NGOとJICAボランティアの連携事例(教訓事例)の取りまとめ ・SDGs貢献事例の整理・蓄積 ・現実的かつ強みを活かした効果的な連携の在り方、課題の協議 ・現地ODAタスクフォースへの連携事例共有		①年間目標、計画案の協議、これまでの議論の共有 ②既存連携事例取報告、今後の連携の在り方・課題の協議		・連携事例(教訓事例)・課題の共有 ・上記を踏まえた協議(協議会内容を現地ODAタスクフォースへ共有)		・事例の整理 ・連携の在り方の検討								・第1回協議会の協議における要検討事例について結果を報告(・NJ双方から連携事例案があれば共有)			
3.国内連携強化																					
【NGO】HIF池田、KNC栗田 【JICA】 国内事業部市民参加推進課		JICAとネットワークNGOが進める地域との連携強化の取組み状況・工夫が共有された上で、今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みが示される。		JICAとネットワークNGOが進める地域との連携強化に関する ・取組み状況・工夫の共有 ・今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みの提案		今年度は以下の3点について議論を行う。 ①多様なアクターとの連携促進 ②市民への働きかけとファンドレイジング ③国際協力の担い手の育成		JICAと地域ネットワークNGO協働 アクションプラン計画報告		JICAと地域ネットワークNGO協働 アクションプラン実施		・進捗状況報告 ・議論 ①アクター連携 ②ファンドレイジング		JICAと地域ネットワークNGO協働 アクションプラン実施		議論: ③国際協力の担い手の育成					

その他サブテーマ			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
JICAと地域ネットワークNGO協働 アクションプラン			計画報告					進捗報告				
開発教育推進のためのNGOとJICA連携方策			報告									
ODA本体業務参画におけるNGO-JICAの連携強化促進			適宜進捗報告									
ネットワーク型NGO等との意見交換会								開催				

*「国内外のNGOの活動環境の向上」「SDGsゴール16の普及促進」については、適宜NJ協議会で協議・報告していく

JICAと地域ネットワークNGO協働 アクションプラン 2018年4月～2020年3月

20180613

	テーマ	達成目標	活動内容	リード団体	実施団体
1 多様なアクターとの連携促進					
	マルチステークホルダーの連携の機会の創出	各地域の既存の機会の活用による国際協力の多様なアクターが集う機会の強化、創出	・情報共有・学習、連携機会を議論する場の設定 ・既存の地域リソースや連携機会の有効活用 ・各地の取り組みの共有	各地域で実施	北海道国際交流センター 名古屋NGOセンター 関西NGO協議会 横浜NGOネットワーク JANIC
2 市民への働きかけとファンドレイジング					
	地域のマルチアクター連携の活性化を主眼においた、ファンドレイジングの仕組みの共同検討	JICAとNGOが、地域アクターと連携して基金（仮）の設置を含めたファンドレイジングの仕組み作りを検討、SDGsの普及・定着を図り、達成を促す	・NGOとJICA地域拠点の意見交換・勉強会等の設定 ・各地域を先行して、関西NGO協議会、関西SGDsプラットフォーム、JICA関西にて協議の場を持ち、既存の枠組み（JICA基金）の有効活用や新たな基金設立などファンドレイジングの仕組み作りについて検討する。加えて、実現に向けた合意が得られた場合には、具体的なロードマップの作成を行う。 ・関西等の取り組みの共有	関西NGO協議会	北海道国際交流センター 名古屋NGOセンター 横浜NGOネットワーク
3 国際協力の担い手の育成とNGO人材の裾野拡大					
	NGO人材の育成と裾野拡大による国際協力事業の質の向上	・JICA・NGO双方が有する人材育成機会、人材の効果的活用 ・より良い人材育成メニューの検討	・JICAによるNGOの人材育成スキームの有効活用 ・地域ネットワークNGOの人材育成の事例学習（名古屋等） ・NGO、JICA、その他の人材育成機会の整理、見直し	北海道国際交流センター・JANIC	名古屋NGOセンター 関西NGO協議会 横浜NGOネットワーク JANIC

備考：上述アクションプランと関係性の深い活動					
	地域ネットワークNGOとJICAの定期協議実施		・NGO-JICA協議会開催日に実施（11月頃予定）	JANIC	各地域ネットワークNGO
	NGOとJICA国内拠点の担当者間で定期的な交流・勉強会を開催			名古屋NGOセンター 各地域で実施	北海道国際交流センター 横浜NGOネットワーク 埼玉NGOネット

2018 年度 NGO-JICA 協議会 年間テーマ振り返りシート

年間テーマ	対応枠組み/担当	実績	(2018 年度末までに)目指していた状態/成果に対する達成状況	来年度 取扱
草の根技術協力 事業の案件の質 の向上と裾野拡 大に向けて	NGO 側： SCJ 藤野、SVA 山本、PIJ 馬野 JICA 側： 国内事業部市民 参加推進課	SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」の達成のため、草の根技術協力事業の案件の質の向上を促進することを目標として、以下を実施した。 1. 草の根技術協力事業案件の質の向上ワークショップ (1) 2018 年度第 1 回ワークショップ 日時：2018 年 8 月 6 日（月）13:30～17:45 会場：JICA 東京セミナールーム 402 参加者：NGO：草の根技術協力事業実施経験のある 12 団体から 16 名、JICA：国内拠点と本部から 9 名 内容：草の根技術協力事業案件の質の向上を考えるにあたり、まず草の根技術協力事業における「NGO の強み」について共通認識を深めるため、「保健・福祉」「教育」「農業・コミュニティ開発」の各分野 2 案件ずつを題材とし、各実施団体がよりよい事業を実施するために案件形成段階及び実施過程において大切にしてきた取り組みや工夫をワークショップ形式で抽出した。 (2) 2018 年度第 2 回ワークショップ 日時：2018 年 8 月 21 日（火）14:00～16:00 会場：シャンティ国際ボランティア会 参加者：NGO：第 1 回 WS 参加者から有志 9 団体 11 名、JICA：国内事業部 4 名 内容：第 1 回 WS で抽出されたよりよい実施のための項目を整理し、分野を限定せずに 6 つの視点に集約させた。 2. 事例のまとめ 上記第 2 回 WS でまとめられた草の根技術協力事業案件の質の向上に資する 6 つの視点につき、誰にでも分かりやすく提示するために、WS に参加いただいた 10 団体の協力を得て具体的な取り組みや工夫の事例を収集した。	1) NGO と JICA が共通に重視すべき視点について、事例を通じて共通認識が深まる。 ⇒ 今年度 2 回のワークショップを通じて、案件の計画時や実施時に大切にすべき 6 つの視点が整理され、NGO と JICA で共有できた。ワークショップでは「NGO の強み」を明らかにすることから始めたが、整理された視点は NGO のみならず、他の草の根技術協力事業提案団体にとっても参考となる視点である。本結果を基に以下 2 点に引き続き取り組む。 2) 共通認識を踏まえ、案件形成・審査・評価の視点として盛り込むべきポイントが整理される。 ⇒ 「草の根技術協力事業案件の質の向上に資する 6 つの視点」の内容と照らして、現在の草の根技術協力事業の案件形成・審査・評価にあたって反映すべきものがないか検討・協議し、取りまとめる。結果については、2019 年度第 1 回協議会にて報告する。 3) 上記を通じて「NGO・JICA 連携の強み」が確認されると共に、内外に共有・発信される。 ⇒ 現在収集中の事例を誰もが参照できるように、JICA HP 等に掲載できる形にまとめる作業を引き続き進めていく。合わせて JICA 課題部を交えた勉強会も実施し、NGO の取り組み事例を課題の観点から捉えて、気づきと学びの共有や更なる連携の可能性の検討を行う予定。	終了 ※2019 年度第 1 回 NGO-JICA 協議会開催までに、継続している活動を終了する。
JICA ボランティアと NGO との連携促進	NGO 側： アイキャン井川 JICA 側： 青年海外協力隊事務局	JICA ボランティアと NGO との連携について、①従来の議論内容を整理するとともに、②現地における連携事例を類型化し、③本邦 NGO へのヒアリングを行うことで NGO が考える JICA ボランティアとの連携要望状況や課題、メリットを取り纏めた。その結果を本協議会に提出すると共に、各関係機関に対しても以下のとおり、情報共有した。 1. 大使館向け ODA 遠隔セミナーを通じて、最新の JICA-NGO 連携事例を共有 2. 新規案件形成に向け、現地における連携事例の類型化を実施・在外拠点に共有 3. 本邦 NGO の海外事業地への JICA ボランティア派遣における課題の特定・共有	本邦 NGO と JICA ボランティア事業の効果的・効率的な連携の在り方を検討することができ、当初の目標は達成された。	終了
国内連携強化	NGO 側： HIF 池田、KNC 栗田 JICA 側： 国内事業部市民参加推進課	JICA とネットワーク NGO が進める地域との連携強化の取り組み状況・工夫が共有された上で、今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みを示すことを目的に以下の活動を行った。 ① 多様なアクターとの連携促進 ・マルチステークホルダーの連携の機会の創出にむけて、各地域で情報共有・学習、連携機会を議論する場が設けられた。 ②市民への働きかけとファンドレイジング ・関西地域で、マルチアクター連携の活性化を主眼においた、ファンドレイジングの仕組みの共同検討を行うとともに、各地でファンドレイジングの研修などを行った。 ③ 国際協力の担い手の育成 ・ NGO を取り巻く環境、目指すべき方向性、考えうる活動、JICA が提供できるメニューを整理、議論し、日本国内の社会課題解決に取組む層やユース層の取り込みなどのアイディアを得た。 ・各地で NGO 独自の研修や JICA NGO 等活動支援事業等を展開した。	JICA とネットワーク NGO で地域との連携強化の仕組みや、ファンドレイジングの仕組みの共同検討、担い手育成のための議論が行われた。 しかしながら、体系的な取り組みや、課題、方向性を打ち出すに至っておらず、今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みを抽出する必要がある。	継続

2018年度NGO-JICA協議会 年間テーマ 進捗報告

<資料3>

【期間】 2018年11～2019年2月

【作成日】 2019年3月6日

【記入者】 SCJ藤野、JICA本郷

タイトル 草の根技術協力事業の案件の質の向上と裾野拡大に向けて

目指す状態/成果(2018年度末までに)	実施事項	主担当
1) NGOとJICAが共通に重視すべき視点について、事例を通じて共通認識が深まる。 2) 共通認識を踏まえ、案件審査・評価の視点として盛り込むべきポイントが整理される。 3) 上記を通じて「NGO・JICA連携の強み」が確認されると共に、内外に共有・発信される。	SDGsの基本理念「誰一人取り残さない」の達成のため、草の根技術協力事業案件の質向上を促進する。 ・ワークショップ（WS）の実施と成果・課題の共有 ・審査・評価項目に関する協議 ・2019年度募集案件の審査・評価に盛り込むべきポイントの提案	【NGO】 SCJ藤野、SVA山本、PIJ馬野 【JICA】 JICA国内事業部市民参加推進課

取り組み

・ワークショップによって抽出された「草の根技術協力事業案件の質の向上に資する視点」をもとに、収集した各団体の事例の活用方法の検討

成果

・草の根技術協力事業案件の質の向上に資する視点と、その具体的事例の取りまとめ方法につき議論し、6つの視点と3分野（教育、保健、農業／コミュニティ開発）で事例をまとめて広く共有することとした。

課題

・現在の草の根技術協力事業の案件形成・審査・評価にあたって反映すべきものがないか検討し、取りまとめる。
・作成中の事例集を、誰でも参照できるような方法（JICA HPでの公開等を含む）でまとめる作業を引き続き進めていく。

計画

【以下を引き続き実施し、2019年6月頃開催予定のNGO-JICA協議会にて結果報告する】
・草の根技術協力事業の案件形成・審査・評価の視点として反映すべきポイントの整理
・事例集の公開に向けた作業
・JICA課題部を交えた課題別勉強会の実施

備考

草の根技術協力事業 案件の質の向上に資する6つの視点

キーワード	補足説明
(1) 地域において認識されていない課題を抽出し、取り残された人々にもリーチする。	・行政が気づきにくい、または手を出したがない人々（少数民族、宗教が異なる人々、下層カーストなど）に対して、そのニーズを把握して的確に支援を届ける。このような課題は現地の人だけで考えた場合には出てこないことが多く、外からのアプローチが必要である。
(2) ボトムアップアプローチを基本とし、現場のニーズを人々の「生活ありき」で発掘することで、コミュニティの内側から本音を引き出す。	・ニーズや課題の発掘は、政府・行政からの要請や依頼によるものではなく、住民の生活ありきで「この地域に何が必要か」から検討し、コミュニティの生活に直結している。 ・「どの分野の支援を行うか」ではなく、必要な支援を組み合わせる最も効果が得られると考えられる方法で事業を構築する（分野横断的な案件になることもある）。 ・生活に直結しているため住民の関心も高くなり、成果に繋がりがやすく、事業終了後の効果が持続しやすい。
(3) 住民／コミュニティとともに事業を行い、ローカルリソースを活用することや、現地の文化・慣習・人々の能力に合わせて支援内容を柔軟にカスタマイズする。	・特定の地域と長く関わってきた経験や、その地域の特性を活かした柔軟な活動を行う。地域にあるリソース（もの、人、現地事情）を活かし、新しいものを外から導入するのではなく、まず現地にあるリソースを活用する方法を考える。現地に元々あるため、住民の理解を得やすく、事業終了後も持続されやすい。
(4) 現地の人々が「自ら考えて行動できる仕組み」や「自ら主体的に参加する仕組み」を活動のさまざまな段階に散りばめて、事業に対するモチベーションを維持することや、行動の変容を促すことに注力する。	・事業で実施したことを各個人・集団が継続できるようにするための細かい仕掛けを随所に入れて事業計画を策定している。 ・事業への参加が義務的なことではなく、自ら進んで参加しようと思えるような仕組みを作ること、事業終了後も成果を持続させ、その先の発展に繋げる。
(5) 事業の連結性／連続性、現地における信頼関係、長年に渡り培ってきた現地での実績を活かす。	・特定の国・地域において長く活動を継続してきている団体・組織は、現地における実績があり、活動地域での知名度もある。また、コミュニティだけでなく行政機関とも信頼関係ができており、事業を進めやすい環境が既に整っている場合もある。 ・活動地域におけるひとつの事業だけで終了するのではなく、その地域での活動を継続したり、他の事業と連携を図ったりする長期的かつ複合的な事業計画を持っている。 ・経験豊富な現地の人材および人脈のネットワークを有する。
(6) 市民の立場で、現地の人々と中立性を保ちつつ関わるができる。	・日本の組織・団体は外国から来た団体であり、現地の政治にも関係せず、住民やCPにとっての中立性を保持しやすい。

2018年度NGO-JICA協議会 年間テーマ 進捗報告

<資料4>

【期間】 2018年11月～2019年2月

2019年3月6日

【記入者】 アイキャン／井川

JICA青年海外協力隊事務局／筒井

タイトル：JICAボランティアとNGOとの連携推進

目指す状態/成果(2018年度末までに)	実施事項	主担当
本邦NGOとJICAボランティア事業の効果的・効率的な連携の在り方を検討する。	・従前の議論・論点の整理・共有・本邦NGOとJICAボランティアの連携事例（教訓事例）の取りまとめ・SDGs貢献事例の整理・蓄積・現実的かつ強みを活かした効果的な連携の在り方、課題の協議・現地ODAタスクフォースへの連携事例共有	【NGO】ICAN井川 【JICA】青年海外協力隊事務局

取り組み

- ・全在外拠点を対象に、連携事例の調査
- ・全在外拠点を通じて、ODAタスクフォースへの情報共有、連携事例の情報共有
- ・全国NGOアンケートを通じて、NGOからの連携要望状況の調査

成果

- ・ODAタスクフォースに連携事例について情報共有を行い、連携強化を推進
- ・80を超える全国の日本のNGOが考えるJICAボランティアとの連携要望状況や課題、メリットが整理された。
- ・全国のNGOから出された諸課題に対して、青年海外協力隊事務局の見解を説明し、現状における緩やかな連携を継続、モニタリングを行うことが確認された。

課題

- ・派遣前の隊員に対する本邦NGOの情報共有
- ・帰国後ボランティアの本邦NGO人材としてのキャリアアップ

計画

- 1) 現地ODAタスクフォースに対して最新の連携情報を共有したことで、現地レベルでの連携、戦略的な分担などが促進される。継続して現場での連携をモニタリングしつつ、必要に応じて最新情報を関係機関に共有していく。
- 2) 派遣される前に任国における本邦NGOの活動を隊員が認識することで連携につながる事例が多く、また、帰国後のJICAボランティアが本邦NGOの人材として有効であることから、派遣前に本邦NGOの情報共有（どんなNGOがどの国でどんな活動を行っているのか）を行うことで、隊員側からアプローチによる連携（活動中、帰国後）が促進される。
- 3) 本邦NGOの海外事業地へのJICAボランティア派遣を促進するために、NGO-JICA協議会以外の場で、引き続きその実現可能性を調査していく。

備考

2018年度NGO-JICA協議会 年間テーマ 進捗報告

【期間】 2018年11月～2019年2月
【記入者】 池田、高橋、栗田、中島、小俣、川角

【作成日】 2019年3月6日 <資料5>

タイトル 国内連携強化

目指す状態/成果(2018年度末までに)	実施事項	主担当
JICAとネットワークNGOが進める地域との連携強化の取組み状況・工夫が共有された上で、今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みが示される。	JICAとネットワークNGOが進める地域との連携強化に関する ・取組み状況・工夫の共有 ・今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みの提案	【NGO】HIF池田、KNC栗田 【JICA】 国内事業部市民参加推進課

取り組み

下記、3種の取り組みについて各ネットワークNGOとJICAが連携をして取り組みを推進していく。
①多様なアクターとの連携促進 ②市民への働きかけとファンドレイジング ③国際協力の担い手の育成

成果（進行中のものは進捗報告）

①多様なアクターとの連携促進

マルチステークホルダーの連携の機会の創出にむけて、各地域で情報共有・学習、連携機会を議論する場が設けられた。

<市民>

- ・国際交流・協力団体が集まり、市民とNGOをつなぐ「地球まつり」を開催（10/20、HIF）
- ・よこはま国際協力・国際交流プラットフォーム主催により、「よこはま国際フェスタ2018」を開催。（10/6-8、YNN）
- ・関西市民と創るKANSAI-SDGs市民アジェンダ、ユースアジェンダ（SDGsローカルアジェンダ）。5回開催、延べ250名の参加。（KNC）

<ユース>

- ・高校生を中心としたユース世代・教育機関との連携促進、ワンワールド・フェスティバル for youth（高校生のための国際協力EXPO）開催。高校生を中心に延べ6000人の参加。（12/24、KNC）

<NGO・NPO>

- ・NGO・NPOが一堂に会し、「国際協力フェスタ」を開催（12/15、HIF）
- ・多様なアクターが集う「国際協力フォーラム（仮称）」プレ・フォーラムを開催。（1/18、JANIC）

<NGO・JICA>

- ・JICA中部にて第13回中部NGO-JICA中部地域協議会を開催。協議事項として「ローカルとグローバル、SDGsの視点から国内、海外の課題に取り組むNGO（新規アクターとの連携に向けて）」をテーマに二団体の事例共有と協議を実施した。（2/26、NANGOC）

<企業>

- ・関西の3地域（神戸・京都・大阪）の中小・中堅企業との連携促進
第7～9回 かんさいCSネットワークフォーラム「企業とNPO/NGOこれからの協働のかたち」開催（10/4、2/8、3/15※予定、KNC）

②市民への働きかけとファンドレイジング

KNCとJICAで関西における地域基金創設の検討のための勉強会を開催し、HIFもファンドレイジングの研修を行った。

- ・企業や財団、JICA関西、関西SDGsプラットフォーム関係者とともに関西SDGs基金（仮称）創設の可能性について勉強会を開催（10/26）。その後、基金の骨組み（運営委員会、資金受け皿、事務局体制等）、助成対象（事業助成、人材育成助成、アワードなど）の検討会議をJICA関西と開催。（KNC/JICA）

③国際協力の担い手の育成とNGO人材の裾野拡大

・NGOを取り巻く環境、目指すべき方向性、考える活動、JICAが提供できるメニューについて整理、議論し日本の社会課題解決をしている層やユース層の取り組みなどのアイデアを得た。

・各地でNGO独自の研修やJICA NGO等活動支援事業等を展開した。

<市民>

- ・グローバル人材育成プログラムの実施（学生・一般向け）（10月～1月、HIF）

<企業>

- ・NGO提案型プログラム「SDGs理解・実践支援」実施。SDGs取組事例の共有等を行う「SDGs Day～SDGs時代のパートナーシップ/セクター間連携に向けて～」（12/15、JANIC）

<マルチセクター>

- ・JICA中部にて国際協力カレッジ2018（JICA委託業務）を開催した。76名参加。午前はトークセッション、午後はNGOなどと参加者のインターン、ボランティアのマッチングのためのアピールとブース展がもたれた。学生、若い社会人の参加もあり。（12/22、NANGOC）

<NGO>

- NGO提案型プログラムSDGs人材育成研修『マルチステークホルダー型パートナーシップを通じて、地球規模や地域の課題を解決する人材/団体の育成』の開催（1/28、2/27、3/11、KNC）

課題

①多様なアクターとの連携促進

- ・SDGsを推進するうえで多様なアクターとのパートナーシップ（G17）は重要であり、体系的な取り組みや、成果を出すための今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みを抽出する必要がある。

③国際協力の担い手の育成とNGO人材の裾野拡大

- ・体系的な取り組みや、成果を出すためのJICA、NGO/NPO、企業等との情報共有の機会、内容の整理、情報発信。

計画

体系的な取り組みや、成果を出し、今後の更なる強化に向けた課題、可能性、取組みを抽出していく。

多様化する国際協力のアクター

国際協力NGOセンター(JANIC)

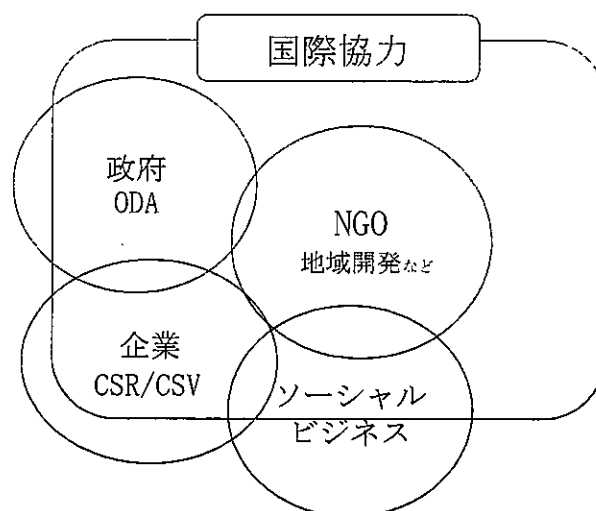
楯 晃次
松尾 沢子

はじめに

- (1)調査背景・目的
- (2)調査手順
- (3)ヒアリング調査
- (4)考察・結論

調査背景・目的

多様化する国際協力のアクター



調査目的

日本の国際協力分野におけるNGOとソーシャルビジネスの役割と連携の可能性を考察する

平成30年度NGO研究会枠で実施（主催：外務省国際協力局民間援助連携室）

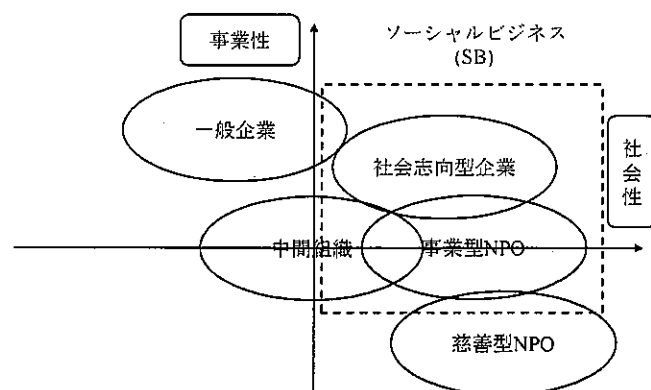
調査手順

調査手順

- (1) 先行研究のレビュー
- (2) 調査対象の限定
- (3) ヒアリング調査
- (4) 考察

先行研究 -SBの定義と範囲-

社会的課題を解決する為に、ビジネスの手法を用いて取り組む



谷本(2006), 経済産業省(2008)

SBを行う組織の現状

- ・ NPO法人を中心とした非営利法人格が半数以上
- ・ 活動分野は国内の社会課題の解決を行う

経済産業省(2008), 竹内 (2015), 三菱UFJリーサチ&コンサルティング(2015, 2016)

本調査におけるSBの範囲

国際協力分野の課題解決を目指す
事業を展開する組織(CSR活動は含まない)

ヒアリング調査

ヒアリング調査概要

対象団体：SB 8法人(ボーダレスジャパン・マザーハウスなど)
NGO 15法人(MSF・WVJ・PLAN・シャブラニールなど)

対 象 者：取締役や事務局長等のマネジメント層

時 期：2018年6月～2018年11月

場 所：主に対象組織の事務所

質問項目：双方に設立経緯、活動分野、事業内容など
NGOには、SBが国際協力やNGOに与える影響、
役割の変化や将来性、連携の可能性について
SBには、国際協力やNGOに対する考え方や連携の
可能性について

設立背景・活動分野

NGO

SB

設立背景

- ・ 社会的な出来事を背景に設立
- ・ 個人がもった問題意識や体験した不条理な出来事を背景に設立

活動分野

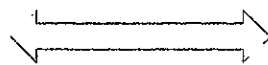
教育・職業訓練・環境・農業・漁業・開発・保健・医療・提言活動など

金融・農業・漁業・保健・医療・開発（マイクロクレジット、フェアトレード、医療の提供など）

経済活動が成立する個人・世帯や地域にサービスが限定される

SBの台頭による役割の変化

NGO



SB

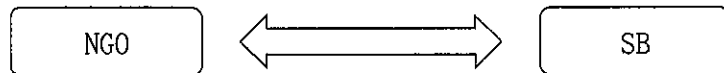
台頭

- ・ 課題解決の可能性が高まる
- ・ 現地の社会課題の解決や人々の権利を守ることよりも打算的な対応がされてしまうのではないか

役割

- ・ NGOの役割が明確になる
フェーズ1：NGOによる支援
フェーズ2：経済が回るような支援
- ・ 緊急性の高い人道支援活動は、NGOにしかできない重要な役割。一方経済活動が成り立つ段階では、ソーシャルビジネスの役割が大きくなる。

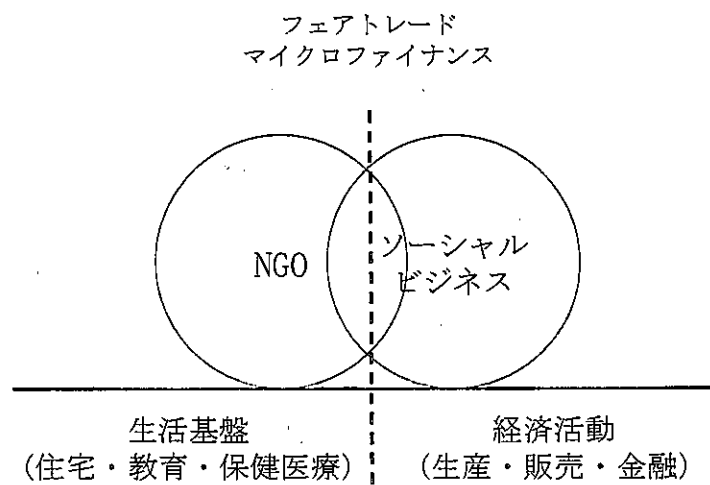
アクター間の連携



- 現状では寄付付き商品の共同開発および販売、現地における情報交換、人材の紹介に留まる。
- 現場での人材紹介や情報交換は行なっている。
- 今後より多くの課題を解決するためには、連携が不可欠。
- NGOが有する課題解決に向けた途上国での事業の実施経験や知識から学びたい。
- 事業ベースでは実際どんな連携ができるのか。

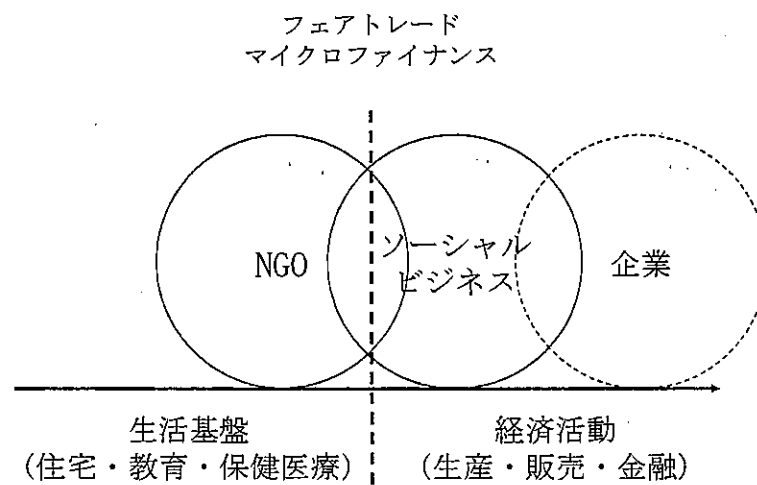
考察・結論

国際協力分野での役割と連携



資料

国際協力分野での役割と連携



JICA 環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布) レビュー調査方法(含む調査アイテム(案))について

JICA 環境社会配慮ガイドライン(以下、「GL」)には、施行後 10 年以内に、レビュー結果に基づく包括的な検討と、必要に応じて GL の改定を行うと規定されている¹。GL 施行後、2016 年度末迄に、約 1,800 件に GL が適用されている。また、開発協力大綱や持続的な開発目標(SDGs)が発表され、世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されるなど、JICA を取り巻く環境も変化している。本ペーパーは、包括的な検討に必要なレビュー結果(含むガイドライン改定論点案)を導くために実施するレビュー調査方法を整理したもの。なお、レビュー調査の実施主体は JICA ではあるが、可能な限り、GL 改定と同様、透明性と説明責任を確保するように実施する。

(1) 基本方針

JICA の責任の下、外部への業務委託を通じ、GL 運用状況、JICA を取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点案を整理する。なお、助言委員会の運用見直しの改定に係る提言は、ガイドライン改定論点に含める。

(2) 実施時期(詳細は別添 1)

2018 年 2 月 第 1 次調査開始(カテゴリ A 案件、外部環境変化整理、GL 改定論点案抽出)
2018 年 8～9 月 中間報告書案(和文)に基づく助言委員会への報告
2018 年 9 月 第 2 次調査開始(カテゴリ B、C、FI 案件、GL 改定論点案の整理)
2019 年 1～2 月 最終調査報告書案(和文・英文)の公表、助言委員会で報告、パブコメ募集
2019 年 3 月 最終報告書公開(和文・英文)

(3) レビュー対象・範囲:

- 現行 GL が適用された案件(無償・有償・技協等)のうち、2016 年度末までに合意文書を締結した約 1,800 件をレビュー対象の母数とする。うち、カテゴリ A 案件は全 40 件、カテゴリ B、C、FI 案件はスキーム、セクター、地域等を踏まえ 60 件程度をサンプル抽出し、合計で 100 件程度を調査対象とする。
- 調査対象案件(計 100 件程度)のうち、計 8 案件の現地調査を実施する。対象案件は、カテゴリ分類、国・地域別案件数、進捗状況、スキーム、セクター、調査アイテムとの関連性等を踏まえて追って決定。なお、異議申立の本手続きに進んでいる案件は、現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申立担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料をレビュー対象とする。

(4) 調査アイテム(詳細は別添 2)

1) GL の運用状況

GL で定められている環境社会配慮プロセス・要件等の運用状況、運用見直し時の助言委員会からの提言を確認し、環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離、外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因(GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等)について確認する。

¹ JICA GL 第 2.10 条「本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。」

2) JICA を取り巻く環境の変化

昨年 8 月に世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されたほか、持続的な開発目標 (SDGs) 等の国際的な援助潮流、インフラシステム輸出の促進及び迅速化や開発協力大綱といった政府方針の公表、国際金融機関との協調融資の増加、民間連携事業や中小企業向け支援の導入といった JICA 事業を取り巻く環境の変化について整理する。

以 上

別添 1: レビュー調査実施スケジュール(案)

別添 2: レビュー調査アイテム(案)

環境 GL レビュー調査における中間報告書案③

JICA 環境社会配慮ガイドライン (GL) の各項目の主要な論点 (案)

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景・理由	論点（案）
序			
I．基本的事項			
1.1 理念	（レビュー調査全体を通じて確認） 1. 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	1．政府方針、国際的援助潮流 （1）政府方針 【開発協力大綱】 ・ODA を含む開発協力の政策理念を示す。非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の推進、自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的な発展に向けた協力を目指す。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面の影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うこと等が述べられている。 【質の高いインフラ投資の促進】 ・日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で「質の高いインフラ投資」を実施。これはライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性・強靱性、持続可能性等の質を確保したインフラの提供するもの。また、実施に当たっては環境・社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用を行うことを目指している。なお、円借款を戦略的に展開するため、手続きのさらなる迅速化を進める方針である。 【質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則】 2016 年に G7 伊勢志摩サミットが開催され、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」が発出された。同原則の 3 に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の MDBs の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会・環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会・環境面での影響への対応が述べられている。 （2）国際的援助潮流 【持続可能な開発目標（SDGs）】 ・2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標。 ・JICA は、飢餓・栄養、健康、教育、水・衛生、エネルギー、経済成長・雇用、インフラ・産業、都市、気候変動、森林・生物多様性の 10 のゴールについて中心的役割を果たすことを方針とする。 ・JICA は、プロジェクトのステークホルダーの意味ある参加を推進する GL を遵守することを通じ、「誰一人取り残されない -No one will be left behind」を理念とし、持続可能な社会を実現するための重要な指針である SDGs 達成の後押しを可能とし、ひいては SDGs の達成の補完、あるいは補強することができるとの見解。 【パリ協定】 ・初めて全ての締約国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に取り組むことを約束した枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及。 ・全ての締約国が(1)自らが決定する貢献（排出削減目標等）を策定し国内措置を遂行、5 年ごとにさらに野心的な貢献を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を 5 年ごとに行う。 ・日本政府は、途上国への気候変動対策支援を 2020 年に官民合わせて約 1 兆 3,000 億円にすることを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。	・開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応 ・持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
1.5 JICA の責務	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） 1. IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	1．IFC，ADB，世銀における出資案件における責務 【出資案件における責務】 世界銀行（以下、世銀） ・2018 年 10 月に施行された Environmental and Social Framework（以下、ESF）は、International Bank for Reconstruction and Development（IBRD）と International Development Association（IDA）を通じて提供される Loan および Guarantee	

		から成る Investment Project Financing に対して適用される（ESF, World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, Footnote 3, OP 10.00）。世銀グループの民間企業関連投資は MIGA と IFC を通じて行われるため、世銀 ESF の適用対象に出資事業は含まれていない。 IFC ・ IFC は、事業への融資や FI への融資、事業会社への出資など、さまざまな投資を行っているが、その種類にかかわらず、中程度あるいは高い環境社会リスクを有するもの、また、環境社会影響が想定されるものについては、Performance Standard（以下、PS）の要件が適用される。（Policy on Environmental and Social Sustainability, 2012, 以下 SP , para3） ・ SP para 24 には、「クライアントによる PS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合は、法的措置を含む対応策をとる」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。 ADB ・ セーフガードポリシー（Safeguard Policy Statement, 2009, 以下 SPS）は、融資、贈与、出資、保証等の全ての投資プロジェクトに適用される。（SPS, para48） ・ SPS, para72 には、「借入人/クライアントによる SPS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合はプロジェクトの停止も含む法的措置を検討する」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。	
1.6 相手国政府に求める要件	(GL 別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)		
1.7 対象とする協力事業	1. 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	1. 現行 GL 施行後に増えた協力事業 ・ 現行 GL 施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業・SDGs ビジネス支援事業が挙げられる。海外投融資は環境ガイドラインが対象とする有償資金協力を該当するため、GL が適用されている。 ・ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業は、GL 上の「対象とする協力事業」には該当しないが、「中小企業支援型」及び「SDGs ビジネス支援型」の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業について、運用上は GL が適用されてきた。 ・ 各事業の詳細は以下のとおり。 【中間報告書案 3.1.3】 ・ 海外投融資は 2011 年から 2018 年で 24 案件調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンドと小規模なものから工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで幅広く扱っている。GL が適用されている。環境カテゴリは A～C、FI であった。 ・ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業には、原則中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の 3 つの支援メニューがある。「SDGs ビジネス支援型」には、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の 2 つの支援メニューがある。詳細は報告書本文のとおり。 ・ 「中小企業支援型」の 3 メニューは、期間は 3 ヶ月～3 年、支援業務の上限金額は 850 万円～1.5 億円と幅があるが、規模、金額は通常小規模である。運用上、基礎調査は情報収集が主な目的であり、フィージビリティ調査は実施しないため、GL の適用外とされている。案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業は、GL の対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。 ・ 案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の主な製品・技術分野は、環境・エネルギー、廃棄物、水浄化・水処理、職業訓練・産業育成、福祉、農業、保健・医療、教育、防災・災害対策。カテゴリは、2018 年度前期採択の案件化調査 20 案件中、カテゴリ C が 15 件（残り 5 件は相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定）。また、同時期採択の普及・実証・ビジネス化事業は、採択案件 16 件中、カテゴリ C が 14 件（残り 2 件は相手方企業と契約交渉中であり、環境カテゴリは今後公開される予定）であった。 ・ 「SDGs ビジネス支援型」は 2018 年 7 月に新設されたスキームであり、未だ事例がない。運用上、GL が適用される。前身の制度である途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業は、GL の対象とする協力事業でないものの、運用上、適用されてきた。前者の 2018 年前期の採択案件は、6 案件全てカテゴリ C であり、後者は、同時期採択の 6 案件全てがカテゴリ C であった。	・ 対象とする協力事業に、中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を含めることの要否

	2. 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理 第3回 運用見直しWG提言 【PPP F/S等へのガイドラインの適用】 3. 協力準備調査（PPP インフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 4. その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及・実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリA 案件）は実施しないことを明らかに示すこと。	2. 現行 GL 施行後の業務環境の変化 【質の高いインフラ投資の促進】 1.1 - 1.4を参照 【協調融資】 ・国際金融機関との協調融資は、毎年10件程度が行われている。 ・世銀ESFのうち世銀が満たすべき要件を示すThe World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing(以下、Environmental and Social Policy)は、他ドナーと協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために他ドナーおよび相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとってもESFのうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件であるEnvironmental and Social Standards（以下、ESS）1- 10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている。 ・ADBのSPSは、「協調融資を実施する際には、ADBと協調融資相手の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評価や計画プロセス、統一のセーフガード文書、コンサルテーション、情報公開等の要件を一本化するよう努力する」と規定している（SPS, para70）。 3. ～4. 運用見直しWG提言 ・最終報告書案で整理する予定。	・協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否
1.8 緊急時の措置	1. 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等） 第9回 運用見直しWG提案 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 2. 人命・人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリA 案件は、環境社会配慮ガイドライン1.8「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 3. 環境社会配慮ガイドライン1.8では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 4. これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン1.8「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 5. 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。	1. 「緊急時の措置」の適用実績 【中間報告書案 第2章】 ・レビュー調査の中間報告対象38案件に緊急時の措置が適用された案件はなかった。GL施行後、緊急時の措置が適用された案件として、計7案件（開発調査型技術協力）が確認された（詳細情報は最終報告書案で整理予定）。 2. ～5. 運用見直しWG提言 ・最終報告書案で整理する予定。	

1.9 普及	1. 相手国等に対する説明実績、 <u>説明内容の整理</u>	1. 相手国等に対する説明実績、<u>説明内容の整理</u> 【中間報告書 2.2.1】 全 38 案件で、実施機関への説明及び JICA GL 遵守の合意が確認されている。 【中間報告書案 2.2 項目の実施の傾向】 ➤ JICA が実施する環境社会配慮実務研修に、実施機関等の職員が 2015 年度 101 名、2016 年度 203 名、2017 年度 142 名参加している。なお、本調査対象 38 件中 16 件では、事業関係者の研修への参加が確認された。	
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)		
Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景・理由	論点 (案)
2.1 情報の公開	1. JICA による情報公開 (カテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果) 状況確認 2. 相手国等による情報公開 (環境社会配慮文書、モニタリング結果) 状況 (公開場所、公開時期、言語等) 3. JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 4. 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 5. 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	【中間報告書案 2.2.2 (1)全体の傾向】 1. JICA による情報公開状況確認 JICA におけるカテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果の情報公開については、2 件の開発調査型技術協力プロジェクト (No. 39, 40) を除く (本件は MP のみであり EIA・RAP 等は対象外のため)) 36 件のうち、全件でカテゴリ分類、協力準備調査、環境社会配慮文書 (EIA、RAP (IPP の対象案件なし)) 及び環境レビュー結果の全ての資料が JICA の情報公開サイトで公開されている。 2. 相手国等による情報公開状況 2 件の技術協力プロジェクト (No. 39, 40) を除く (本件は MP のみであり EIA・RAP 等は対象外のため) 36 件のうち、全件で EIA 及び RAP が相手国国内で公開されている。 3. JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 審査時等に EIA モニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは 26 件であった (うち、社会面も合意しているのは 11 件)。全ての案件において審査時等に GL に基づき情報公開の説明は行っている。JICA から公開を促していることは確認されたものの、国内法で求められていないため、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策・法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。 4. 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 第三者からの情報公開請求について、案件 No. 4 では本邦 NGO から住民移転・生計回復にかかる情報提供依頼が、案件 No. 31 ではモニタリングプロセス及び結果について数件の問い合わせがあり、回答を行っている。 5. 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認 全件において、公開情報 (EIA, RAP, ECC 等) については、相手国政府等から了解を得た上で公開していた。 【情報公開に関する世銀 ESF の規定】 【環境許認可取得済みの EIA の 120 日前公開】 ・世銀 Environmental and Social Policy では、High Risk 及び Substantial Risk 案件については、環境社会影響評価に基づくリスク・影響に関する文書 (EIA 報告書含む) を世銀はアプレイザル前に公開する。これらの文書は案 (ドラフト) の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はない。 ・ADB では、カテゴリ A の案件の場合には、Draft EIA を理事会による検討 120 日前に公開することを義務付けている。 ・IFC では、EIA の公開は必須とはなっていないが、代わりに IFC が作成する Environmental and Social Review Summary (ESRS) で必要な情報を整理し、公開している。公開期間は理事の出身国の EIA 規定に従うことになっている。 【中間報告書 3.1.5】 現行の GL では、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、「1) 環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2) 大規模住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3) 先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画」が挙げられている。また、「環境アセスメント報告書は、合意締結の 120 日以前に公開する」ことが定められている。(GL 3.2.1、(1)、2) これを踏まえて、環境許認可取得済みの EIA を公開している。しかし、環境当局による承認済み EIA を公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じて EIA の内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっているため、必要に応じて審査時に (環境許認可に対して) 追加的に合意する必要が生じている。結果、相手国等は EIA 報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある。このような事態は、3 案件 (No. 24, 28, 29) において確認された。 【モニタリング・監理結果の公開】 ・GL では、モニタリング結果の情報公開については、「相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲で公開する」ことが求められているが、義務とはしていない。 ・世銀 Environmental and Social Policy では、モニタリング結果の世銀によるウェブサイトでの公開は規定されていない。	・環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス (ドラフトもしくは承認版) 及び公開期間

2.2 カテゴリ分類	1. カテゴリ分類結果、根拠の整理 2. カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 3. カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 4. スクリーニング様式の提出状況	【中間報告書案 2.2.2(1)、2.2.2 (3)(3.1)、2.2.2 (3)(3.2)】 1. カテゴリ分類結果、根拠の整理 全 38 案件において、カテゴリ分類結果と根拠との間に特段の乖離は確認されなかった。 2. カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 カテゴリ変更があった案件は 38 案件中 1 案件で、No.27 フィリピン国洪水リスク管理事業であった。相手国の実施した F/S 後の台風による洪水被害により、M/P、F/S が見直され、住民移転数が 200 名以上となり環境カテゴリが B から A へ変更された。 3. カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 カテゴリ分類の妥当性にかかる外部からの指摘は、1 案件で確認され、No. 36 ミャンマー国ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）であり、2013 年 5 月 24 日付、及び 2017 年 8 月 28 日付で NGO から JICA に要請書が提出されており、ティラワ SEZ 開発に伴う大規模な住民移転を当該案件のカテゴリ分類に反映するよう要請が出された。 4. スクリーニング様式の提出状況 全 38 件についてスクリーニング様式又は相応の情報を実施機関より徴求した上でスクリーニングが実施されていた。 【カテゴリ分類に関する世銀 ESF の規定】 【中間報告書 3.1.5】 ・従来、世銀の OP 4.01 では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえて、カテゴリ A, B, C, FI の 4 つに分類されていたが、Environmental and Social Policy では、下記の関連事項を考慮して、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk の 4 つに分類する。 -プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模 -想定される環境社会リスク・影響の性質と規模 -相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク・影響を管理する能力、ESS に基づく管理へのコミットメント -特定のプロジェクトの環境・社会面の影響に対する緩和策の実績と結果 -提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮 ・定期的にリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開。 ・各 ESS を遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境・社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。(Environmental and Social Policy, para 6)	・世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy のカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の可否
2.3 環境社会配慮の項目	(別紙 1 のレビュー調査を通じて確認)		
2.4 現地ステークホルダーとの協議	1. JICA と相手国等による協議状況確認 2. 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	1. JICA と相手国等による協議状況確認 【中間報告書案 2.2.2 (1)】 ・現行の JICAGL では、「相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる」と記載されている。 ・全 38 案件において、EIA・RAP にかかるステークホルダー協議を実施していることが確認された。 【現地ステークホルダーとの協議に関する世銀 ESF の規定】 【中間報告書 3.1.5】 ・世銀の ESS10 では、ステークホルダーエンゲージメントが重要視されており、借入人は、ステークホルダー参加計画（Stakeholder Engagement Plan, SEP）の作成、実施が求められる。SEP は、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定した上で、事業に当該ステークホルダーを参画させるタイミングと方法を整理したもの。 【他ドナーのステークホルダー協議に関する規定】 ・ADB： 「ADB は意味ある協議が行われるために借入人/クライアントと協力する。借入人/クライアントはリスクや影響に応じてステークホルダーエンゲージメントを行う」ことが規定されているが、SEP の作成・実施は求められていない。(SPS, para54) ・IFC： クライアントはステークホルダー分析を行い、Stakeholder Engagement Plan を作成、実施することが求められる。(PS 1, para 25-28)	・ESS10 ステークホルダー参加計画の参照の可否。 (補足) ESS は、世銀 ESF のうち、借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。

2.5 社会環境と人権への配慮	1. 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	1. 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 【中間報告書案 2.2.2 (1)】 対象 38 案件中、権利が制限されている地域に該当する記録（例：社会的弱者への差別、住民協議の参加の除外等）が確認された案件は特定されなかった。	
	2. 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認	2. 社会的弱者に対する人権配慮の有無・内容確認 38 案件中 36 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。2 件は社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件であった。36 件のうち、16 案件においては社会的弱者と EIA にかかる協議が、20 案件においては RAP にかかる協議の実施が確認された。後述の別紙 1 社会的弱者欄を参照。 【人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀 ESF の規定】 【中間報告書 3.1.5】 世銀の ESF は冒頭に A vision for Sustainable Development を掲げ、その中に開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されている。これらを通じて、世銀は世界人権宣言に謳われる人権への配慮を尊重する。現行 GL においては「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」と明記されている。 【人権にかかる配慮の範囲】 ・開発協力大綱においては、「脆弱な立場に置かれやすい対象」として「子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等」と明記されている。 ・GL「2.3 環境社会配慮の項目」には、人権配慮に関連する項目として、「貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ」、「被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性」、「ジェンダー」、「子どもの権利」、「地域における利害の対立」、「HIV・AIDS 等の感染症」、「労働環境（労働安全を含む）」が挙げられているが、難民・国内避難民や高齢者については記載がない。	・人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否
2.6 参照する法令と基準	1. 相手国の国内法遵守の有無 2. 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	1. 相手国の国内法遵守の有無 【調査報告書案 2.2.2(1)】 M/P の 2 案件を除く 36 案件のうち、35 案件は国内法に基づき EIA の承認があり、RAP が対象となる案件は国内法（および JICAGL）に基づいた RAP も作成されていた。残り 1 案件（No. 36）については、環境レビュー時に国内法において EIA 承認にかかる規定がなかったため、EIA の承認がなされていなかった。 2. 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 ・JICA GL には、「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。 【調査アイテム表 2.6 の記載】 レビュー対象案件の 28 案件で国際的な環境・排出基準値を参照しており、EHS ガイドライン（大気、騒音、振動、排水、河川水、排出ガス）、WHO 基準値（大気、騒音）、ISO の基準値（振動）、EU の基準値（大気、排出ガス）日本の基準値（振動、排水、JIS 振動）、シンガポールの基準値（騒音）、ケニアの環境基準値（南スーダンでは環境基準がないため隣国の基準を参照）が参照されていた。1 港湾案件では IMO Convention for marine spill, MARPOL Legislation for pollution prevention が参照されていた。非自発的住民移転の国際基準は、世銀の OP4.12、JICA GL、ADB の SPS が参照されているケースが多かった。国内法との大きな乖離の有無の確認等については、協力準備調査の中で行っている。	
	3. 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework（ESF）への変更点の整理	3. 世銀のセーフガード政策から ESF への変更点 ・ESF は、以下の文書から構成される包括的な文書である。 ● Vision for Sustainable Development：世銀の環境・社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの ● The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing(Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの ● Environmental and Social Standards（ESS）：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの ・主要な変更点は以下のとおり （１）セーフガードに関する既存の 9 つの個別規程（Operational Policy, Bank Procedures）を一本化。ESF には 10 の ESS が含まれ、プロジェクトには全ての ESS が適用される。既存のセーフガード政策から基準が明確化されたのは、雇用と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生安全(ESS 4)等。 （２）従来のセーフガード政策では、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESF では当該事業のリスクに基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。	・相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否

		(3) IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。 ・JICA GL には、「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。このため、2018 年 10 月に運用を開始した ESF のうち、相手国に求める要件である ESS と大きな乖離がないことを確認すべきか、検討が必要。	
	4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点	4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点 ・これまでの世銀セーフガード政策と比較した ESS の主な変更内容及びその他の国際基準は、対応する GL 各項目に記載。 ・全般的事項として、世銀 ESS1 では相手国等に対して以下文書の作成を求めている。 <u>環境社会影響評価 (ESIA ; Environmental and Social Impact Assessment) 報告書の作成</u>： 環境面だけでなく、社会面も含め影響評価を実施。社会面には、ESS2 (労働)、ESS4 (コミュニティ) も含まれる。 <u>環境社会履行計画 (ESCP ; Environment and Social Commitment Plan) の合意</u>：ESIA の緩和策、モニタリング計画等の重要点を整理した文書の作成が求められる。 ・世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワークを活用することも可能である (ESS 1, para19, 20)。	・世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否 ・世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否
	5. ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	5. ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス 【中間報告書 3.1.5】 ・IFC は、「社会・環境の持続可能性に関する IFC 政策 (International Finance Corporation’ s Policy on Social and Environmental Sustainability)」と「環境と社会の持続可能性に関する以下 8 つのパフォーマンス・スタンダード (PS) を有している。PS は分野に応じた配慮事項が整理されており、その解釈を支援するためにガイダンス・ノートも公開されている。 ・世銀グループの Environmental, Health, and Safety Guidelines (以下、EHS ガイドライン) は、技術的な参考文書で、一般的な環境・社会影響の評価指標を含むガイドライン (一般 EHS ガイドライン) と、産業セクター別ガイドライン (産業セクター別 EHS ガイドライン) から構成される。なお、世銀、IFC、ADB とも、相手国の基準と EHS ガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しい方をプロジェクトに適用する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS 等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代替りの基準を適用することがある。 ・ADB のセーフガードポリシーである Safeguard Policy Statement (2009)は、ADB の要件の他、相手国の要件として環境、非自発的住民移転、先住民族、Special Requirements for Different Finance Modalities の 4 つが規定されている。	
2.7 環境社会配慮 助言委員会による 助言	1. 助言委員会の開催実績整理 (運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む) 2. 環境レビュー時の助言対応状況確認	1. 助言委員会の開催実績整理 助言委員会は 38 案件中 36 案件で開催されていた。2 案件はカテゴリ B のため開催されていない。 2. 環境レビュー時の助言対応状況確認 【中間報告書案 2.2.2 (4) 助言対応状況】 ➤ 助言総数 465 件のうち、427 件が協力準備調査報告書への反映 (現在最終報告書作成中の 1 件については、反映する方向で対応中) や審査時の相手国等との確認・合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースについて後述の通り。また、他 38 件については、詳細設計への提言を行うことへの合意等の対応がとられていることが確認された。 ➤ 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会 (環境レビュー段階) が開催されるタイミングでは EIA がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。このような状況は、3 案件 (No.24, 28, 29) において確認された。	・EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ
2.8 JICA の意思 決定	1. 合意文書における合意状況確認 2. 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	1. 合意文書における合意状況確認 【中間報告書案 2.2.2】 38 案件中、全 38 案件で、JICA と実施機関の間で合意文書の締結が行われていた。 2. 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理 合意に基づき協力事業を中止した事例は確認されなかった。	

2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保	1. 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応		
2.10 ガイドラインの適用と見直し	N/A		
Ⅲ. 環境社会配慮の手続き	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景・理由	論点（案）
3.1 協力準備調査	1. 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 2. 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等） 第 5 回 運用見直し WG 提言 【代替案検討】 3. 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。（運用見直し時の提言）	1. 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 【中間報告書案 2.2.3 & 2.2.4】 継続中の M/P (No. 40) を除くレビュー対象 37 案件の全てで代替案の検討が行われていることが確認された。No. 40 についても、今後代替案検討が行われる見込みである。協力準備調査案件での代替案の事例としては、複数のルート、工法の検討、また電力事業においては複数のサイト案の検討、燃料、発電方式の比較が行われているケースが多く見られた。その他、ADB との協調融資案件で ADB 支援により EIA が作成されている案件や JICA 案件でフェーズ 2 といった継続案件でプロジェクトを実施しない案が検討されていない例があった。 2. 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認 協力準備調査の各種手続きについては、38 案件中、33 案件で確認され、5 案件は対象外となっていた。対象外の案件は、協力準備調査が行われていない案件である。 3. 運用見直し WG 提言 最終報告書案で整理する予定。	・代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」を含めることの可否
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	1. カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 - 環境チェックリストの作成状況 - EIA, ECC, RAP, IPP の取得・公開状況等 - FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 - 等 2. エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 3. エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認。 4. モニタリング結果の受領、公開状況確認 5. 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 6. 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。 7. 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 8. プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	【中間報告書案 2.2.3】 1. カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き・情報公開の実施状況確認 環境チェックリストの作成は、38 案件中カテゴリ B 案件となる 2 案件で確認された。36 案件は EIA・RAP 報告書があるため環境チェックリストが作成されていなかった。 EIA, ECC, RAP, IPP 公開状況については 2.1 情報公開を参照。 38 案件中に FI 案件は含まれていないため、後半の調査で確認する。 2. エンジニアリング・サービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 38 案件中、E/S は 2 案件のみ (No. 23, 34) である。両案件について、EIA・RAP を準備中。 3. エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認 E/S 段階で環境社会配慮業務を実施している案件はレビュー対象 38 案件中 2 案件 (No. 23, No. 34) 特定された。両案件共に工事は未着工である（うち 1 案件は用地取得・住民移転を伴う予定であるが、未開始）。また、両案件共に EIA（うち 1 案件については加えて RAP）を準備中である。 4. モニタリング結果の受領、公開状況確認 情報公開については、JICA 側での EIA、RAP などの公開については全ての案件で合意されていた。環境モニタリング結果が提出された 25 案件中、JICA 情報公開ウェブサイトでの公開に関して審査時に合意している案件は 14 件あり、うち全 14 件が JICA 情報公開ウェブサイトで公開されていた。また、社会モニタリング結果が提出された 6 件中、全 6 件について、JICA ウェブサイトでの公開に関して審査時に合意していたが、JICA 情報公開ウェブサイトで公開されている案件は 5 件であった（未公開 1 件は本年 1 月に接到了ため、公開手続き中）。 5. 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 第三者からのモニタリング結果の公開請求については、1 案件において一般市民からモニタリングプロセスや結果について照会があったため、データを提供した例があった（No. 33）。 6. 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因について確認。 環境レビュー結果と環境モニタリング結果の乖離（モニタリング項目を審査時に確認した RAP・EIA の計画と比較して乖離を確認した）をレビューしたうち、5 案件で乖離があった（No.5, 11, 14, 16, 24）。これらの乖離は、GL 自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、EIA 段階では想定されていなかった事象が発生したのが原因であった。例えば、地下水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと（No.6）、浚渫土の土捨て場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨て場が必要となり、追加 EIA が実施されたこと（No.11）等が要因であった。 7. 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 合意文書に基づき相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例は確認されていない。 8. プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 プロジェクトの重大な変更が生じた案件は確認されていない。	・エンジニアリング・サービス (ES) 借款供与時の環境レビュー実施の可否

	第 11 回 運用見直し WG 提言 【エンジニアリング・サービス借款】 9. 環境社会配慮ガイドライン 3.2.1(5)「エンジニアリング・サービス借款」の 2. に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。	9. 運用見直し WG 提言 最終報告書案で整理する予定。 【エンジニアリング・サービス（ES）借款】 ・現行の GL では、ES 借款においては、プロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められているが、NGO 等からエンジニアリング・サービス借款期間中における環境・社会面の影響の発生が指摘されている。 ・ES 段階で環境社会配慮業務を実施している案件はレビュー対象 38 案件中 2 案件特定された。いずれも未着工であるが、1 案件では EIA・RAP 策定支援がなされ、部分的に用地取得手続きが進んでいる。もう 1 件は EIA のレビュー、補完調査の実施が業務であるが、住民移転は発生しない。最後の案件は EIA 作成支援が行われたが、RAP 作成状況は不明となっていた。	
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	1. 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	1. 外務省に協力の停止を提言した事例の整理 【調査アイテムシート】 対象 38 案件は、外務省が自ら行う無償資金協力案件ではなかった。	
3.4 開発計画調査型技術協力	1. カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 2. スクリーニングの実施状況 3. スコーピングの実施状況 4. JICA と相手国等の協議状況 5. 合意文書や報告書等の公開状況 6. SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 7. 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 第 5 回 運用見直し時の提言 【戦略的環境アセスメント】 8. SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。 9. SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。 10. 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。	【中間報告書案 2.2.3 (1)(8)】 1. カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 2 案件中 2 案件で各段階の手続きが GL に沿って行われていた。 2. スクリーニングの実施状況 2 案件中 2 案件でスクリーニングが行われていることが確認された。スコーピングについては両案件で適切なタイミングに実施されている。 3. スコーピングの実施状況 2 案件中 2 案件でスコーピングが行われている。 4. JICA と相手国等の協議状況 No. 39 では、JICA GL に従うことが協議され、合意されたことが確認された。もう一方の No. 40 では、環境社会配慮に関して相手国等と協議が行われ、役割分担等をまとめていることが確認された。 5. 合意文書や報告書等の公開状況 2 案件共に、詳細計画策定調査報告書・合意文書が JICA ウェブサイト上で公開されている。 6. SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 SEA のステークホルダー協議は、当該 2 案件においてスコーピングと DFR 段階で実施されている。 7. 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 1 案件は該当せず、もう一方の案件については調査実施中のため対象外であった。 8. ～10. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	

別紙	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景・理由	論点（案）
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	1. 日本・他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認	1. 「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認 ・ JICA の事例では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用は、事業費の算定に含まれている。 ・ 天然ガスコンバインドサイクル発電所建設事業で、温室効果ガス排出量について、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することが可能であることから、同排出量を費用として含めて経済的内部収益率の算定を行った事例がある。 【中間報告書 3.1.5（4）その他】 ・ 「環境影響評価法の規定による主務 大臣 が定めるべき指針等に関する 基本的事項」（環境庁告示第八十七号、以下、「基本的事項」という）では、費用・便益の定量化は求められていない。 ・ 世銀 ESS 1 では、代替案比較の際に、環境社会影響の定量化を可能な範囲内で行い、実施可能であれば経済価値を付す。（ESS 1 Annex1-D）。 ・ ADB の SPS では、「様々な代替案の環境費用便益を考慮して、プロジェクトサイト、設計、技術等の選定を行うとしている」が、定量化については規定されていない。（SPS, Safeguard Requirements 1: environment） ・ IFC のガイダンスノートでは、「クライアントは経済面、財政面、環境及び社会面の費用便益を考慮すべき」とされているが、定量化については規定されていない。（Guidance Note 1, para 61）	・ 環境社会配慮関連の費用・便益の定量化対象及びその手法について
	2. 日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 第 8 回 運用見直し WG 提言 【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】 3. 環境社会関連の費用・便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。 4. 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。 5. 環境社会関連の費用・便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。 6. 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。 7. 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用・便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 8. 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。 9. 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。 第 7 回 運用見直し WG 提言	2. 「災害の環境影響評価」 【中間報告書 3.1.5（4）その他】 ・ 日本の事例では、環境影響評価法に基づくアセスメント事例で、「地形・地質」及び「地形・表層地質・土壌・特異な自然現象」という項目で、地すべり、斜面崩壊といった災害の発生を想定してアセス項目を選定した事例が 2 件ある。 ・ 世銀 ESS 4 では、インフラ、設備、製品、サービス、交通、危険物の設計及び安全性を通じ、Environmental and Social Impact Assessment の中で事業が周辺コミュニティの安全を損ねるリスクと影響を調査する。その際は気候変動による影響を考慮する。「検討する影響スコープ」を参照 3. ～16. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	・ 世銀 ESS4 気候変動を踏まえたインフラの安全性確保の配慮項目への追加

	【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】 10. 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。 プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） 11. 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。 12. 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。 13. 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。		
基本的事項	1. 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 2. 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 3. 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 4. 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 5. 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 6. 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 7. 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 8. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	1. 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況確認 【中間報告書案 2.2.4 (1)(2)(3)(4)】 計画段階における環境・社会影響の調査・検討状況については、対象全 38 案件で確認された。1 案件(No. 40)は M/P 実施中であるが、環境社会影響にかかる調査を実施している。 2. 影響の回避・最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 対象全 38 案件（現在実施中の M/P(No. 40)を含む）において、代替案の検討が確認された。 3. 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 対象全 38 案件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。 4. 環境社会配慮関連費用・便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 費用については、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施にかかる費用の定量的評価が行われている。また、事業による正負のインパクトや事業外部の要因等について、定性的な評価が行われている。 5. 環境社会配慮関連費用・便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 38 案件中 32 案件において、経済的内部収益率（EIRR）の計算に環境・社会費用または便益が含まれるなど、実施が確認された。技術協力プロジェクト 2 件(No. 39, 40)及び E/S 案件 2 件(No. 23, 34)は対象外であった。 6. 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 対象全 38 案件において、代替案等にかかる検討が行われ、他文書の一部に記載されていることが確認された。 7. 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 技術協力プロジェクトを除く全てのカテゴリ A 案件で、EIA もしくは ESIA が作成されていることが確認された。 8. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 用地取得・住民移転や環境管理計画実施のための委員会が設置された事例はあったが、影響の大きさや異論が多いため専門家を招聘しての委員会を設置した事例はなかった。 【世銀 ESF に追加された金融仲介者（Financial Intermediaries：FI）に関連する要件】 ・世銀 ESS9 では、以下の点が示された。 環境社会管理システム(Environmental and Social Management System、ESMS)の作成：リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じる事業について、ESS が適用され、ESMS に基づくサブプロジェクトの管理を行う。	・世銀 ESS 9 ESMS の構築といった、Financial Intermediaries 事業に特化した要件の参照の要否

	10. スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。 11. JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。 12. サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 13. 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。 第 5 回 運用見直し WG 提言 【気候変動】 14. スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。 第 1 回 運用見直し WG 提言 【不可分一体の事業】 15. 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 16. 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。 17. JICA が「調査・検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査・検討の対象とするのはやや難しいという印象。 18. 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 19. 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。 20. 【派生的・二次的影響】 21. 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 22. IFC の PS における、“(ii)impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities’ livelihoods are dependent.” の (iii) について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。(ii) において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、(iii) は削	なく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義している。 「派生的・二次的影響」 ・世銀：An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, and will not include induced impacts. (ESS 1, footnote 21) ・ADB：借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心のある NGO を含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。(SPS, Appendix 1, para 4) ・IFC：将来もしくは異なる場所で行われる可能性のあるプロジェクトに起因する、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。(PS1, para8) ・JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ) では、IFC を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としている。 「累積的影響」 世銀：The cumulative impact of the project is the incremental impact of the project when added to impacts from other relevant past, present and reasonably foreseeable developments as well as unplanned but predictable activities enabled by the project that may occur later or at a different location. Cumulative impacts can result from individually minor but collectively significant activities taking place over a period of time. The environmental and social assessment will consider cumulative impacts that are recognized as important on the basis of scientific concerns and/ or reflect the concerns of project-affected parties. The potential cumulative impacts will be determined as early as possible, ideally as part of project scoping (ESS 1, footnote 22) ADB：プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティ。(SPS, Appendix 1, para 6) IFC：リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。(PS1, para8) ・JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集 (FAQ) では、IFC を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点（例えばスコーピング時点）で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としている。 6. ～30. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	
--	---	---	--

	除すべき。 23. 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 24. 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 25. 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。 【累積的影響】 26. 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 27. 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 28. 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 29. 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 30. 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。	【追加調査アイテム】世銀 ESF で拡大された検討する影響スコープ ・世銀 ESS2 では、雇用と労働条件に関する相手国等の義務を初めて規定した。ESS2 は、直接雇用される従業員から、コントラクターや下請け業者、直接のサプライヤーの従業員までを対象としており、相手国等に対して、労務管理手順と労働安全衛生対策の作成を求めている。 <u>労務管理手順（LMPs ; labour management procedures）</u>： 労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社・団体交渉の自由、児童労働・強制労働の禁止、苦情処理メカニズムの設置等の内容が盛り込まれる。ただし、世銀は LMPs の具体的な文書を公表しておらず、今後確認する必要がある。 <u>労働安全衛生対策（OHSM ; Occupational Health and Safety Measure）</u>： 関連する EHS ガイドラインを踏まえ、労働者の労働安全衛生対策を整理した文書で、実施機関によって作成され、コントラクターが実施・監理することになる。ただし、世銀は OHSM の具体的な文書を公表しておらず、今後確認する必要がある。 ・GL では、別紙1「検討する影響のスコープ」の中で、「労働環境（労働安全を含む）」と記載しているが、それ以上のことについては規定されていない。 ・世銀 ESS4 では、以下の点が示された。 <u>緊急事態対応計画(Emergency Response Plan、ERP) の策定</u>： 緊急事態（人的・自然）がありうる事業では ESIA を通じて、コミュニティの衛生安全へのリスクを特定する。当該リスクの分析・評価を通じて必要に応じ、ERP を策定する。 <u>ダムに関する ERP</u>： 水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムについて、GIIP（Good International Industry Practice）に従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる。 <u>有害廃棄物管理計画（Hazardous Waste/Materials Management Plan）の策定</u>： 被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のある事業において、危険物を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施を検討するもの。危険物の定義は EHS ガイドラインに従う。 <u>地域外からの労働者の流入による影響と対策</u>： 労働者の流入によるリスク（伝染病等）に配慮することが掲げられている。世銀の Guidance Note on Managing Risks Related to Labor Influx によれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA 等を通じたリスクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の一部に含めること」の3点を対応原則とする。 <u>保安員（Security Personnel）</u>： 保安措置によって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスクを評価し、仮に違法的・暴力的な行為の申し立てがあった場合にはそれをレビューする。 <u>インフラ・構造物の安全性の確保</u>： 気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化があるなか、生態系の持つ防災・減災機能を損なわないよう配慮しつつ、より強靱な構造物を建てることで周辺コミュニティの安全を確保すること。	・世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否 ・世銀 ESS 4 緊急事態対応、ダムの安全、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、気候変動を踏まえたインフラの安全性確保の配慮項目への追加
--	---	---	--

		・世銀 ESS8 では、以下の点が示された。 <u>無形文化財も適用対象</u>： 文化遺産に負の影響が生じる可能性のある場合が対象。(a)掘削、建物等の破壊、大地の変動、洪水など物理的影響の変化を含む事業、(b)文化的保護区及びその周辺緩衝地帯で行う事業、(c)文化遺産の保全・監理・利用を支援する事業が含まれる。また無形文化財の場合は、事業が物理的な影響を及ぼす場合や、無形文化遺産が商業利用される可能性を含む場合に適用される。	・世銀 ESS 8 無形文化遺産の配慮項目への追加、
法令、基準、計画等との整合性	1. 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 2. 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 3. 上記以外は 2.6 にて確認 【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】 4. FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。 5. まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とすべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にすべきである。 6. 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。 7. 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。 【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】 8. 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)における事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。 9. 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。 10. 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」であると規定しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。(例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。) 11. 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。	1. 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 【中間報告書案 2.2.4 (8)】 ➤ ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）（No. 24）の事業地は、UNESCO 認定の国立保護林であるカンゾーマングローブ保護林から約 12 km 北に位置し、本事業は同保護林周辺の移行帯（バッファエリア）を通過するが、国内法上、移行帯における開発事業の実施は許可されている。本事業ではマングローブの植林が実施され、再植されたマングローブは再植後から供用後 3 年目まで定期的（年 1 回）にモニタリングが実施される予定である。 2. 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況 ・世銀 ESS6 では、以下の点が示された。 <u>生息地区分の追加</u>： 現行のセーフガード政策で定義されている「自然生息域(Natural Habitat)」、「重要な生息域(Critical Habitat)」に加え、「改変された生息域(Modified Habitat)」が生息地区分に追加された。「改変された生息域」とは、農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。 <u>保護区の定義拡大</u>： 国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域（KBA:Key Biodiversity Areas）、重要野鳥生息地（IBA; Important Bird Areas）、ゼロ同盟地域（Alliance for Zero Extinction Sites）が追加された。 <u>リスク管理手法の導入</u>： 3 つの生息地区分に応じたリスク管理手法の導入。保護区であっても、事業実施が禁じられている訳でなく、特定の条件を満たす必要がある。 【生息地区分及び事業実施要件に関する整理】 ・世銀（ESS 6）では、「生息地」を’ a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.’ と定義し、この定義に該当するエリアは、以下の 3 つの生息地に分類され、借入人は各々の要件を満たしながらプロジェクトを実施する。 ① 改変された生息域(Modified Habitat) 借入機関は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる ② 自然生息域(Natural Habitat) 事業が負の影響を与えることが想定される場合、技術的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なおかつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難しく、その結果として生物多様性オフセットが難しい場合、このような生息域においては事業に関するいかなる活動も行わない ③ 重要な生息域(Critical Habitat) 借入機関は以下の場合を除いて、いかなる活動も実施しない 1) 実行可能な代替案が他に無い場合 2) 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合 3) 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合 4) 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合 5) 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合 6) 生物多様性のネットゲイン達成に必要なミチゲーションヒエラルキーが検討されている場合。 7) 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合 ・ADB、IFC も生息地を三区分し、それぞれの定義は世銀とほぼ同様である。また、重要な生息地（Critical Habitat）で事業を実施する場合に借入人に求められる要件は、ADB、IFC とも世銀とほぼ同様だが、世銀 ESS 6 はネットゲインにつながるような緩和策の実施が求められる。	・世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照

		・現行 GL では、「重要な自然生息地または重要な森林」に対して、「著しい転換または著しい劣化を伴ってはならない」と規定されている。 【保護区の定義及び事業実施要件に関する整理】 ・JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）では、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を以下のように解釈している。 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。 なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。 ＜政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域＞ １．国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。 ２．国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。 ＜政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域＞ １．国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。 ２．国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。 参考： IUCN の保護地域の定義：「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」 ・世銀 ESS 6 における保護区の定義は上記のとおり ・ESS 6 では、「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。もしプロジェクト対象地が 3 つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある。 ・現行 GL では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」、また「このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」と規定している。 ・現行 GL では、別紙 1「検討する影響のスコープ」において、「生態系及び生物相等」と記述されており、「生物多様性」という用語を使用していない。しかし、世銀 ESS6 では、「生物多様性」という言葉を使用しており、重要な配慮の対象として位置づけている。 ・文化財については、検討する影響スコープに記載。 4. ～11. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	
社会的合意	1. ステークホルダー協議（①告知・実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 2. 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、	1. ステークホルダー協議の確認 【中間報告書案 2.2.4 (9) 意味のあるコンサルテーション】 ➤ ステークホルダー分析は JICA GL、EIA 法規、世銀 OP など明確に要件が整理されていなかったため、実務レベルでは実施されていても、EIA、RAP など明確に記載されているケースが少なかった。38 案件のレビューでは EIA、RAP などでは実施が特定されなかったが、質問票に対する回答によると 13 案件で実施されているとの回答であった。 ➤ 協議ごとの参加人数は、案件によってバラつきがあった。被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。500 人以上が参加した協議例も確認されているが、意味ある参加を確保するため、ハンドアウトを配布することや、実施スタッフの増員等の工夫を講じるなどの工夫が考えられる。	事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施

	運用能力等）について確認 3. 社会的弱者に対する配慮事例の整理 第4回 運用見直しWG提言 【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】 4. 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどうか。（具体的には下記の提案がなされました。） 5. ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。 6. ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安を設定する。 7. 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。	➤ EIA や RAP からは住民協議の調査アイテムにかかる実績の確認が困難であった。招待方法、招待時期、ジェンダー別の参加者、PAH の参加割合等は十分に含まれていないことがあった。また、協議時に使用言語は通常現地公用語が使用されているケースが多いはずであるが、RAP 内に記録がされていない案件が散見された。 EIA や RAP 計画中のコンサルテーションの記録は EIA や RAP に含まれていたが、協議の議事録や参加者の内訳に加えて、どのような意図で日時や実施場所が選ばれたのか、なぜ FGD が必要なのか等といった事項にかかる説明が EIA や協力準備調査報告書上に十分に記載されていない点は課題である。 ➤ より多くの PAH の参加を促すため、また、PAH の理解を深めるため、当初の予定よりも協議の回数を増やすなどの事例（案件 No.17, 32）も見られた。 ➤ 利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の声が押さえ込まれる懸念についての対応策として、特定のグループのみを対象とした協議や FGD が開催された事例も見られた。 ➤ 例えば案件 No.2 では、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、ケラニ川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象とした FGD を実施し、また案件 No.32 では、非正規住民が多いベンガリコミュニティのみを対象にした協議を別途開催した。 2. 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因について確認 【中間報告書案 2.2.4(10)】 外部からの指摘については、異議申し立ての申請が 3 案件（No.4, 12, 26）、環境影響にかかる指摘が 2 件(No.6, 19)、事業内容や影響についての質問等が 3 件(No.31, 36, 38)の合計 8 案件が確認された。No.4 については審査役による調査が実施されたが、最終的には GL 違反は無いとの結論となった。なお、異議申し立ての申請があった 3 件は全て非自発的住民移転を伴うものである。 3. 社会的弱者に対する配慮事例の整理 38 案件中 36 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。既存の下水処理場内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が 2 案件であった。社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。 世銀 ESS 10 については、2.4 現地ステークホルダーとの協議を参照。 4. ～7. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	
生態系及び生物相	1. 「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 2. 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 3. 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況の整理 4. 違法伐採の有無の確認	1. 「重要な自然生息地」の事例の整理 【中間報告書案 2.2.4(12)】 ➤ 事業実施区域に重要な自然生息地に該当する事業が 5 案件、重要な自然生息地に該当する可能性がある事業地が 2 件確認された。いずれの案件についても、著しい転換・劣化を伴うものではなく、保全計画策やモニタリング等の対策が計画されている。 ➤ 例えば案件 No.29 では、灌漑水路がアジアゾウの生息域である Birasal Reserved Forest を一部分断するため、Solar fencing, Elephant friendly ramps, elephant crossovers 等の対策が提案されており、Forest Department により Wildlife Management Plan が作成される。 ➤ 森林以外にも、事業地周辺にマングローブ、サンゴ礁がある（No.27）、Important Bird Area が存在する（No.33）等の理由で重要な自然生息地に該当するとされた案件が確認されている。 2. 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 対象案件 38 案件中、事業実施区域に重要な自然生息地に該当する事業が 5 案件、重要な自然生息地に該当する可能性がある事業地が 2 件確認された。いずれの案件においても、保全計画やモニタリング等の対策が計画されている。 3. 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換・著しい劣化」に係る対応状況 上段（法令、基準、計画等との整合性）の『2. 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況』を参照のこと 4. 違法伐採の有無の確認 対象の 38 案件では違法伐採が確認された案件はなかった。	・世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照

	第2、6回 運用見直し時の提言 【重要な自然生息地】【自然生息地】 5. 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。 6. 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。 7. 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。 8. IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area：KBA）」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。 【著しい転換・著しい劣化】 9. 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICA の解釈において考慮されるべきである。 10. 「著しい転換」について、世界銀行の OP 4.04 Annex A において、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水・埋立・水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICA の FAQ においても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 11. 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。 第6回 運用見直 WG 提言 【「重要な自然生息地」における事業実施条件】 12. 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。 13. JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 14. 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類／IB 類（CR 及び EN）」に加えて、「絶滅危惧 II 類（VU）」及び「準絶滅危惧種（NT）」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。	5. ～14. 運用見直し時の提言 最終報告書案で整理する予定。	
非自発的住民移転	1. 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認。 2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と<u>文書等</u>で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 3. 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 4. モニタリング段階における被影響住民数の確認 5. 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価	1. 住民移転計画の作成有無・公開状況・協議の有無と内容・協議に際する言語と様式の確認 JICAGL では、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていないことが望ましい。」と記載されている。住民移転計画については、非自発的住民移転が発生する全 28 案件において策定され、住民協議等も行われていることが確認された。 2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避・最小化が検討・実施され、対象者と<u>文書等</u>で合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認 合意が確認されている且つ対策実施済み案件が 18 案件、生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されているものの、まだ実施段階には至っていない（住民移転等が開始されていない等）案件が 18 案件であった。	・世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照

	格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容)の確認。 6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 7. 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	3. 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 住民移転が発生する 28 案件で全て確認されている。 4. モニタリング段階における被影響住民数の確認 モニタリング段階における被影響住民数は、対象となる 23 案件で確認できている（モニタリング段階にない、または住民移転が発生しない 15 案件を除く）。被影響住民数が計画時、モニタリング時で変化している案件は 10 案件が確認された。被影響住民数が増加しているのが 7 案件、減少しているものが 3 案件であった。被影響住民数が変化した理由は、主に詳細設計による事業デザインの変更、影響を与える範囲の明確化等である。 5. 環境レビュー段階の補償内容の確認 非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。 6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認 現地調査結果は下記のとおり。 ① (No. 5) インド・デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3：既に移転が完了した移転先については外部モニタリングを実施機関が現在実施中。残りは、現地調査時には移転が始まっていないため、未実施。 ② (No. 24) ベトナム・南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）：再取得価格に基づく補償に加えて、移転後の初期基盤整備のために家畜等が希望に応じて与えられたが、最初のこの支援を行った移転対象地域で、受け取った家畜を現金化して目的外に使用したケースが散見されたとの報告があったが、収入や生活水準が以前より低下したとの報告はない。 ③ (No. 36) ミャンマー・ティラワ地区インフラ開発事業：実施機関からの説明によると、港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニタリング実施に際し、PAH が補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請中。また、電力においても、鉄塔部分の土地にかかる 2PAHs に対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている（住民との合意文書有）。 7. 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 38 案件中、技術協力プロジェクト 2 件（案件 39,40）を除く計 36 件全件で整備がなされている。 ・これまでの世銀セーフガード政策では、200 名以上の物理的住民移転が生じる場合は住民移転計画、200 名未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められていたが、ESS5 では、用地取得・住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、住民移転計画の作成が求められている。 ・住民移転計画に記載されるべき内容は、ESS 5, Annex 1 に整理されている。	
先住民族	1. 先住民族への影響の有無の確認 2. 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 3. 先住民族計画の作成・公開状況確認 4. FPIC の実施状況確認	1. 先住民族への影響の有無の確認 対象 38 案件のうち、被影響住民が先住民族か検討された案件は 2 案件確認された。 2. 負の影響の回避・最小化の検討状況確認 JICA GL では別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮で先住民族にかかる要件について簡潔に基本的方針を述べ、IPP の構成は世銀 OP4.10 Annex B を参照し、先住民族と判断するかどうかは個別に判断と記載されている。 3. 先住民族計画の作成・公開状況確認 【中間報告書案 2.2.4 及び 3.1.6】 38 案件のレビュー事例では、被影響住民が先住民族か検討された案件は 2 案件あり、IPP の要素を取り入れて RAP が作成されたケース、及び Vulnerable People’s Plan が作成されたケースが特定された。（詳細は 2.2.4 参照）。 4. FPIC の実施状況確認 【中間報告書案 2.2.4 (15)】 [案件番号 32] インド：北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）においては、国内法上先住民族として扱われている被影響住民が確認されているが、同事業においては、被影響住民のほぼ全員が先住民族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPP を別途作成するのではなく、住民移転計画の中に先住民族計画の要素を含め、協議においては Free, Prior, Informed Consultation に配慮を行っている（ADB や世銀が同州にて行っている事業においても、IPP の要素を反映した RAP が作成されている） ・JICAGL には、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなけ	・世銀 ESS7 FPIC（Free, Prior, and Informed Consent）の定義の参照 ・世銀 ESS7 先住民族配慮計画の構成要素の参照

		ればならない」と記載されている。これまでの世銀セーフガード政策では、「自由で事前の協議：(Free, Prior, and Informed Consultation、FPIC) であったが、ESS 7 では、FPIC の定義が自由で事前の合意 (Free, Prior, and Informed Consent) に変更された。 ・世銀 ESS 7 では、借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する (ESS 7, para 13)。	
モニタリング	1. モニタリング計画の作成状況確認 2. 上記以外は 3.2 にて確認	1. モニタリング計画の作成状況確認 モニタリング対象外の技術協力プロジェクト 2 件 (No.39,40) を除く 36 件において、モニタリング計画が作成済みであった。	
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	1. EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 2. EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 3. 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	1. EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否に関しては、31 件で全て対応していることが確認できたが、3 件 (No. 17, 27, 34) については複製の可否に関して質問票で回答が得られなかった。 【中間報告書案 2.2.4(1)】 複製の可否については、インターネットの普及が広まっていることから、インターネット上での公開で複製可とみなす実施機関もあった。これまではインターネットの普及率が必ずしも高くはないことや、費用がかかることからソフトコピーの公開よりもハードコピーの公開が重要視されてきているが、国によってはインターネット接続料が安価な国も増えてきているため、ソフトコピーでの公開で十分であるかの再検討も必要であると思われる。 2. EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 38 案件中 5 案件の EIA において、必要な項目 (政策、法律等) が全て網羅されていなかったが、審査時にはそれらの項目も含めて全て確認済みであることが確認された。 3. 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理 対象 38 案件中、大規模住民移転のみを理由にカテゴリ A と判断された案件は、計 5 案件であった。 ・世銀 ESS 1 では、Annex 1 に D. Indicative Outline of ESIA, E. Indicative outline of ESMP が示されている。	世銀 ESS 1 Annex 1 環境社会影響評価書 (ESIA) の構成要素の参照
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示	1. 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。(配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。)	1. 「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認 ➤ 上期対象案件で当該セクターに該当するのは 2 件 (No.29, No.40) であった。No.29 インド・レンガリ灌漑事業フェーズ 2 は、JICAGL に掲げる農業セクター及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当する。No.40 パラグアイ・ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトは JICAGL に掲げる農業セクターに該当し、環境や社会への重大で望ましくない影響があることが想定される。いずれも、カテゴリ A 相応の影響が確認／想定されている。	
別紙 4 スクリーニング様式	1. (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。		
別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目	1. (調査アイテム無し) 環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。		
別紙 6 モニタリングを行う項目	1. モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分	1. モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中・供用時の区分 【調査アイテムシート 別紙 6】 ➤ EIA のモニタリング項目については工事中・供用時の区分は確認が行われている。 ➤ 環境基準値の記載については、相手国の基準値の有無によってばらつきが見られており、必ずしも記載されていない場合も散見された。しかしその後、未記載の案件については、JICA からモニタリングフォームの改善について、実施機関側に申し入れを行っている。 【中間報告書案 2.2.2(1)&2.2.3(3) (4)】 38 案件中 24 案件がモニタリング段階にあるが、環境モニタリングは 14 案件で提出され、社会モニタリングは 13 案件で提出されている。環境レビュー結果と環境モニタリング結果の乖離 (モニタリング項目を事前事業評価表時の計画と比較して乖離を確認した) をレビューしたうち、5 案件で乖離があった。その原因としては、例えば、EIA 段階では想定されていた地下水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと (No.6)、浚渫土の土捨て場予定地が不法住民に占拠され、追加の土捨て場が必要となり、追加 EIA が実施されたこと (No.11) 等が確認された。	
その他			

C20 サミットに向けた準備状況

(特活) 国際協力 NGO センター

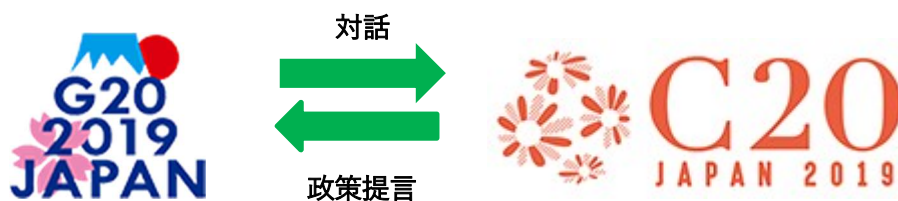
1. G20 サミットとは

世界の「主要国」とされる 20 ヶ国・地域が毎年一回集まって開催され、政治や経済・外交、地球規模課題などについて重要な決定を行う「G20 サミット」。2019 年の G20 サミットは 6 月 28～29 日に大阪で開催される。<https://www.g20.org/jp/>

2. 「C20 サミット」および G20 と C20 の関係

貧困や格差、気候変動、人道危機が進行する現代世界において、G20 サミットで行われる決定がより良いものとなるように、G20 諸国を始めとする世界の市民社会が働きかけを行っている。C20 (Civil 20) サミットは、2013 年ロシア G20 サミットより公式エンゲージメントグループ (Engagement Group) として開催され、歴代の議長国首脳 (大統領、首相など) が出席し、市民社会からの政策提言書を手渡すことが慣例となっている。2018 年 8 月に開催されたアルゼンチン C20 サミットにおいては、同国のマクリ大統領が出席した。

2019 年の C20 サミットは 4 月 21 日 (日) -23 日 (火) の 3 日間開催され、初日は SDG ゴール 16 (「平和と公正をすべての人に」) に焦点を当てた内容 (「東京デモクラシー・フォーラム」) となり、2 日目・3 日目に市民社会による分野別 WG の政策提言の発表が行われる予定。

3. C20 の構造

議長 (Chair)、副議長 (Co-chair) のもとに、シェルパ (Sherpa)、運営委員会 (SC)、国際諮問委員会 (IAC) および事務局が置かれ、分野別のワーキング・グループ (WG) が設置されている。

議長および副議長は C20 を代表する役割であり、その職務を代行するシェルパが G20 政府やエンゲージメントグループへの窓口となる。

運営委員会は C20 全体の重要な意思決定を行い、国際諮問委員会はその決定への助言を行う。

分野別 WG には国内・国際コーディネイターが選出され、提言書の取りまとめを行う。通常、「準備会合」と「C20 サミット」の 2 回の対面会合が行われる。

2019 年の C20 事務局は、「2019 G20 サミット市民社会プラットフォーム」(共同事務局: SDGs 市民社会ネットワーク、JANIC) が務める。<http://www.civil-20.jp/>

それぞれの関係組織・関係者一覧および分野別 WG のテーマは以下の通り。

運営体制

役職	氏名 (所属)
議長	岩附 由香 (ACE)
副議長	三輪 敦子 (アジア・太平洋人権情報センター)
C20 シェルパ	稲場 雅紀 (SDGs 市民社会ネットワーク)
C20 サブシェルパ	堀内 葵 (国際協力 NGO センター)
運営委員会 (SC)	Valeria Milanese (ADC, Argentina)
運営委員会 (SC)	Yuka Iwatsuki (ACE, Japan) / 岩附 由香
運営委員会 (SC)	Katsuji Imata (CSO Network, Japan) / 今田 克司
運営委員会 (SC)	Hideki Wakabayashi (JANIC, Japan) / 若林 秀樹
運営委員会 (SC)	H.R.H.Princess Banderi (KKF, Saudi Arabia)
運営委員会 (SC)	Maria Emilia Berazategui (TI, Germany)
運営委員会 (SC)	Matthieu Moriamez (Coordination SUD, France)
運営委員会 (SC)	Martin Tsounkeu (ADIN, Cameroon)
運営委員会 (SC)	Anselmo Lee (ADA, South Korea)
運営委員会 (SC)	Neth Dano (ETC Group, Philippines)
国際諮問委員会 (IAC)	Max Haywood (Transparency International)
国際諮問委員会 (IAC)	Ines Pousadela (CIVICUS)
国際諮問委員会 (IAC)	Steve Price-Thomas (Oxfam International)
国際諮問委員会 (IAC)	Enrique Maurtua Konstantinidis (Climate Action Network)
国際諮問委員会 (IAC)	Patricia Miranda (LATINDADD)
事務局	田中 遼平 (国際協力 NGO センター)
事務局	山口 和美 (SDGs 市民社会ネットワーク)

分野別ワーキング・グループ

No	WG 名	氏名
1	反腐敗	若林 秀樹 (国際協力 NGO センター - JANIC)
		Maria Emilia Berazategui (Transparency International)
2	教育	城谷 尚子 (プラン・インターナショナル・ジャパン/JNNE)
		Marcela Browne (Fundacion SES)
3	環境・気候・エネルギー	星野 智子 (環境パートナーシップ会議 - EPC)
		Enrique Maurtua Konstantinidis (Climate Action Network International)
4	ジェンダー	福田 友子 (ジョイセフ)
		Yamini Mishra (Amnesty International)
5	国際保健	稲場 雅紀 (アフリカ日本協議会)
		Kurt Frieder (Fundacion Huesped)
6	インフラ	田辺 有輝 (「環境・持続社会」研究センター - JACSES)
		Petter Matthews (CoST, The Infrastructure Transparency Initiative)
7	国際財政の構造	青葉 博雄 (タックス・ジャスティス・ネットワーク・ジャパン)
		Andres Knobel (Tax Justice Network)

8	労働・ビジネスと人権	黒田 かをり (ビジネスと人権 NAP 市民社会プラットフォーム)
		Valdinei Valerio Da Silva (Rede Pró-Aprendiz)
9	地域から世界へ	新川 達郎 (G20 大阪市民サミット実行委員会)
		Juliana Catania (RACI) ※アルゼンチンの国際協力 NGO ネットワーク
10	貿易・投資	内田 聖子 (アジア太平洋資料センター - PARC)
		Jürgen Maier (German NGO Forum Environment and Development)

4. 関連スケジュール

日程	会議名	内容
2018 年		
4 月 4-5 日	対面準備会合	アルゼンチンで行われた会合に日本の市民社会から 2 名が参加
6 月 18 日	設立総会	2019 G20 サミット市民社会プラットフォーム設立 (東京)
8 月 6-7 日	C20 サミット	C20 サミットにプラットフォーム関係者 4 名が参加 (アルゼンチン、ブエノスアイレス)
10 月 14 日	公開勉強会	「G20 大阪サミットに向けたエンゲージメントグループの動き」に登壇 (京都)
11 月 17 日	報告会	G20 大阪市民サミット・キックオフイベント「市民がつなぐ、大阪から世界へ」に登壇 (大阪)
11 月 19 日	シンポジウム	「日本初開催の G20 サミットまであと半年 — みんなの声を G20 へ：全員集合シンポジウム」を開催。G20 シェルパやエンゲージメントグループ代表が参加 (東京)
11 月 30 日 -12 月 3 日	G20 首脳会合 国際メディアセンター	国際メディアセンターでの情報発信にプラットフォーム関係者 3 名が参加。アルゼンチン C20 からの引継式を開催。
12 月 17 日	W20 国内対話集会	W20 主催の会合に登壇 (大阪)
12 月 21 日	W20 国内対話集会	W20 主催の会合に登壇 (仙台)
2019 年		
1 月 22 日	G20 作業部会	第 1 回 G20 腐敗対策作業部会に C20 として参加・提言 (東京)
	G20 作業部会	第 1 回 G20 開発作業部会に C20 として参加・提言 (東京)
2 月 3 日	トークセッション	「届けよう市民の声を、関西から世界へ〜G20 と市民社会の役割〜」を共催 (大阪、ワンワールド・フェスティバル)
2 月 6 日	イベント	「G20、女性活躍、そして SDGs ゴール 5 へ〜ジェンダー・ギャップを解消するために」を共催 (東京)
2 月 11 日	報告会	G20 ブエノスアイレスサミット報告会に登壇 (大阪)
2 月 16 日	G20 作業部会	第 1 回 G20 気候持続可能性ワークショップに C20 として参加 (東京)
2 月 18-19 日	対面準備会合	SC、IAC、WG コーディネーターが集まり、政策提言書の骨子を議論した他、政府作業部会との対話を実施。約 120 名が参加。後半には外務省、財務省、エンゲージメントグループを招いたアウトリーチ・シンポジウムを開催 (東京)

2 月 25 日	G20 作業部会	第 1 回 G20 雇用作業部会に C20 として参加・提言（東京）
2 月 28 日	G20 作業部会	第 1 回 G20 保健作業部会に C20 として参加・提言（東京）
3～5 月	G20 作業部会	その他の G20 作業部会に C20 として参加予定（調整中）
4 月 21-23 日	C20 サミット	・SDG ゴール 16、市民社会スペース、民主的ガバナンスに焦点を当てた「東京デモクラシーフォーラム」の開催。 ・C20 政策提言書を G20 議長に手交。 ・SC、IAC、各 WG 国際コーディネイターに加え、アジア・アフリカから 40 名程度を招聘。日本は約 200 名の参加を想定。
6 月 25-26 日	G20 大阪市民サミット	開始地の市民社会から発信するイベント（大阪）
6 月 28-29 日	G20 首脳会合、 国際メディアセンター	各国のメディアに向けて市民社会の提言を発信（大阪）

5. 関連リンク

C20 公式サイト：<https://civil-20.org/>



C20 facebook：<https://www.facebook.com/civilsociety20>

C20 twitter：https://twitter.com/c20_2019

C20 instagram：https://www.instagram.com/c20_2019/

2019 G20 サミット市民社会プラットフォーム：<https://civil-20.jp>

2018 年 C20 政策提言書：<https://civil-20.org/c20/c20-2018-recommendations-to-g20/>